**業務委託契約書（成果物納品型）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と、●●株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して業務を委託し、乙がこれを受託するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は、乙に対し、成果物を納品させることを目的として業務を委託し、乙はこれを受託する。

**第2条（定義）**
本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。
1　本業務：甲が乙に委託する成果物作成に関する業務
2　成果物：乙が本業務の遂行の結果として甲に納品するプログラム、資料、データその他一切の納品物
3　秘密情報：第8条に定める情報をいう

**第3条（業務内容）**
1　乙は、甲の指示に基づき、別紙仕様書に従って本業務を遂行する。
2　乙は、善良な管理者の注意義務をもって業務を実施するものとする。

**第4条（成果物の納品・検収）**
1　乙は、甲の指定期日までに成果物を納品する。
2　甲は、成果物を受領後、所定の検収期間内に検査を行い、合格したときに受領を確定する。
3　成果物が仕様に適合しない場合、乙は甲の指示に従い、速やかに修補または再納品を行う。

**第5条（再委託の禁止）**
1　乙は、甲の書面による事前承諾なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。
2　甲の承諾を得て再委託する場合においても、乙は再委託先の行為について責任を負う。

**第6条（報酬・支払条件）**
1　本業務の報酬は、別紙に定める金額とする。
2　甲は、成果物の検収完了後、乙の請求に基づき所定の期日までに支払う。
3　支払方法は乙指定口座への振込とし、手数料は甲が負担する。

**第7条（遅延損害金）**
金銭債務の履行を遅滞した場合、遅延した当事者は年14.6％の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

**第8条（知的財産権の帰属）**
1　成果物に関する著作権その他一切の知的財産権は、原則として甲に帰属する。
2　乙の既存ノウハウを利用した場合や第三者権利が含まれる場合は、甲乙協議の上、別途取り扱いを定める。

**第9条（秘密保持）**
1　甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承諾なく第三者に開示してはならない。
2　本条の義務は契約終了後も存続する。

**第10条（契約期間）**
1　本契約の有効期間は契約締結日から成果物の検収完了日までとする。
2　ただし、第7条、第9条、第12条、第14条の規定は契約終了後も効力を有する。

**第11条（契約解除）**
1　甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、催告なく契約を解除できる。
(1)　本契約に違反し、是正がなされないとき
(2)　支払停止、破産、民事再生等の申立てを受けたとき
(3)　重大な信用不安が生じたとき
2　解除により損害が発生した場合、解除権を行使した当事者は相手方に損害賠償を請求できる。

**第12条（損害賠償）**
甲及び乙は、本契約の違反により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。

**第13条（不可抗力）**
地震、火災、洪水、戦争、行政処分、法令改正その他不可抗力により契約の履行が困難となった場合、甲及び乙はその責を負わない。

**第14条（準拠法・裁判管轄）**
本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第15条（協議事項）**
本契約に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し解決を図る。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

甲：●●株式会社
住所：
代表者：

乙：●●株式会社
住所：
代表者：